

令和 2 年 7 月 1 日現在

機関番号：54301

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2019

課題番号：16K16917

研究課題名（和文）廃藩置県をめぐる日朝双方の対応を軸に読み解く近代日朝関係の成立

研究課題名（英文）Study on the establishment of modern Japan-Korea relations examined from the response to the Abolition of the Han System of Japan and Korea

研究代表者

牧野 雅司（MAKINO, Masashi）

舞鶴工業高等専門学校・その他部局等・准教授

研究者番号：10754301

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,500,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、日朝間を往復する渡航船管理の様子を復元し分析することで、廃藩置県前後の日朝関係の変化を捉えることを目的とした。研究の結果、次の点を明らかにした。まず、当該期の日朝関係は、廃藩置県を経ることで、見た目は従来通りの渡航船管理が行われているものの、書契・吹嘘の名義とその発給者である対馬島主が不在であるという齟齬が生じているという大きな矛盾を抱えることとなった点である。この日朝関係がはらむ矛盾を明らかにすることで、当該期の日朝関係の変化をより明解に示すことができるようになった。また、朝鮮側の具体的な渡航船対応の様子として、1872年に漂流した作兵衛親子とその対応の様子を復元した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の学術的意義は、まず中・近世と継続してきた日朝関係のあり方が近代的なものへと変容していく過程を明らかにするための、一つの視角を提示したことである。これは、従来のように日本側の政治的な動向を中心に分析するのではなく、日朝間で行われてきた通交の変化を追うことで実現できたものである。もう一つは、この変化の過程を追うために、朝鮮側の史料から従来用いられてこなかったデータを抽出し、分析したことである。『東萊府啓録』から渡航船管理の様子を抽出することで、見過ごされてきた史料から朝鮮側の動きを解明することに成功した。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study is to grasp the changes in the Japan-Korea relationship before and after the Abolition of the Han System by restoring the control of the ships that travel between Japan and Korea.

As a result of the research, the following points were clarified. The first point is that the Japan-Korea relationship during this period had a great contradiction. The contradiction is that apparently diplomacy was fraudulent, even though ships were managed in accordance with the rules after the Abolition of the Han System. By clarifying this contradiction, it became possible to more clearly show the changes in the Japan-North Korea relationship during that period. In addition, it was revealed that Sakubei's drifting occurred in 1872 in order to show the state of the management of foreign ships on the Korean side.

研究分野：日本近代史

キーワード：朝鮮 対馬藩 外交文書 書契 廃藩置県 外務省 倭館

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

明治維新期の日朝関係史は、維新政府が日朝関係を近代的なものへと強硬に移行させようとしたと論じられ【井上清 1951 年など】、近年ではその政策が強硬・穏健の間を揺れ動いていたことが明らかにされてきた【高橋秀直 1990 年など、諸洪一 1996 年など、沈箕載 1997 年】。そして現在、以下の二つの問題から、従来の日朝関係史像にさらなる検討を加えるべき段階を迎えている。

一つ目は、維新政府と対馬藩との関係を見直す必要性である。中世より朝鮮との外交の窓口となっていた対馬藩は、外交の主導権を奪おうとする維新政府に対し、既得権益を守るべく抵抗したと論じられてきた【田保橋潔 1940 年、井上清 1951 年、高橋秀直 1990 年など】。しかし近年、対馬藩が既得権益の保持ではなく、むしろ朝鮮への経済的な依存状態から脱却しようとしていたことが明らかにされている【石川寛 1998 年など】。さらに申請者は、維新政府・対馬藩の問題意識は、日朝関係の旧来の枠組みを解体するという点で一致していたことを示した【牧野 2014 年 1 月】。つまり、日朝関係の要として機能してきた対馬藩が、中・近世的なかたちの日朝関係の維持ではなく、むしろその解体を促進させようとしていた可能性が浮上している。対馬藩についての理解が大きく変わることで、明治維新期の日朝関係史像も、従来とは異なる様相を呈する可能性が非常に高い。

二つ目は、朝鮮側の視点を組み込んだ分析の必要性である。「幕府-対馬藩-朝鮮」という近世日朝関係の構図は、1871 年の廃藩置県後、対馬藩の行ってきた外交事務が外務省へと移管され、「一元化」が達成されることにより、「維新政府-朝鮮」という近代的な構図へと転換したとされてきた【上野隆生 1985 年、荒野泰典 1987 年】。また、朝鮮の動きは史的な制約を理由としてほとんど検討されず、日本側の史料に描かれた朝鮮の行動から、中・近世以来の体制の固持という消極的・守旧的なものとして理解されてきた。しかし、対馬藩が持っている朝鮮との通交を管理する権限は朝鮮政府が与えたものでもあり、その外交事務が維新政府に移管されることは、朝鮮政府には外交体制が根本から変わるほどの一大事として受け止められたはずである。そこには朝鮮政府ならではの事情や問題が多数隠されている可能性は十分に考えられる。こうした問題は未だ解明されておらず、その解決には朝鮮側の視点を組み込んだ分析が必要不可欠である。

2. 研究の目的

上記の着眼によって研究を進めることで、次の 2 点のような成果が出ると期待できる。

一つ目は、朝鮮側の視点を盛り込んだ新たな構図の提案である。ここまで繰り返し述べてきたように、従来の研究では朝鮮側の視点が圧倒的に欠けており、日朝関係の理解を不十分なものにしてきている。申請者はこの情報の欠落を、申請者が得意とする外交交渉の分析から補い、これまで以上に偏りのない、よりフラットな目線での日朝関係史の提案に挑む。その成果は日本や朝鮮だけではなく、周辺の諸外国史の再検討をも迫るような、多様な研究の呼び水となることが期待される。

もう一つは、幅広い分野の成果を取り入れた多角的な歴史像の構築である。廃藩置県前後の日朝関係史は、主に維新政府側の視点で組み立てられていたため、対馬藩や朝鮮の動向を十分に理解できないままだった。しかし、申請者のアプローチは、中世以来の朝鮮と対馬との関係に着目し、近年研究が進んでいる倭館での対馬藩の活動【田代和生 1981 年など】や外交文書【李薫 1993 年、米谷均 1995 年など】など、中・近世日朝関係史の研究成果を組み込むことで生まれたものである。そのため、従来の研究とは異なる、幅広い分野の研究成果を取り入れた、より多角的な日朝関係史像を構築することができる可能性が高い。

3. 研究の方法

本研究では以上の問題点を解決し、近代日朝関係の成立過程を新たな視点で明らかにする。ただし、闇雲に史料を集め、雑多な出来事を雑多なまま分析してはこの目標を早期に達成することは不可能である。そこで、以下の 2 点に着目し、戦略的に研究を展開したい。

一つ目は、廃藩置県を軸に据えた日朝双方の動向の分析である。近世から近代への転換期を迎えた日朝関係において、最も重要な事件は廃藩置県にともなう対馬藩の消滅であり、その事実をめぐって外交上の軋轢が生じたことはまず間違いない。なぜなら、対馬藩の消滅により日朝関係の構図が大きく変化するからである。維新政府は、諸外国との関係と同様の、国家と国家が直接的に交際するかたちの関係を構築しようとした。ところが朝鮮政府は、対馬藩を間に挟んだ間接的な関係を維持しようとしていた。それゆえ、朝鮮政府が廃藩置県後も、対馬藩に代わる新たな機関を介在させた関係を主張することが予想され、このとき廃藩置県をめぐる日朝双方の対応に、両者の思惑が顕著に表れることが期待できる。本研究では、廃藩置県をめぐる両者の対応の分析に重点を置くことで、近代日朝関係の成立過程を日朝双方の視点から明らかにする。

二つ目は、渡航船管理の復元による朝鮮側の意図の分析である。朝鮮側の意図を解明するためには、これまで分析されてきた史料を再検討するだけでは不十分である。そこで申請者が注目するのが、中・近世以来、対馬と朝鮮との間で行われてきた渡航船管理のシステムである。朝鮮政府は対馬島主に対し、朝鮮への渡航の際に必要な書契・吹嘘の発給権を与え、この書契・吹嘘の点検を倭館で行うことで渡航船を管理した。書契には外交交渉の内容を書くこととなっていたため、朝鮮は自国に不都合な外交案件の場合、書契の受け取りを拒否し、内容を修正させるか、あくまでも受け取らず使節を帰国させることがあった【牧野 2010 年 1 月】。このように、朝

鮮の渡航船への対応の様子から、彼らの主張やねらいをうかがい知ることができるのである。申請者はこの手法を廃藩置県前後の時期において行い、近世から近代にかけての朝鮮の動きや対日姿勢について、その全体像の把握を試みる。

4. 研究成果

本研究によって、以下の成果を得た。

(1) 書契・吹嘘の発給から見える、廃藩置県が日朝関係に与えた影響

本研究では、対馬藩の史料を用いて、廃藩置県前後の時期において、どれくらい書契・吹嘘が発給されているのか、その具体的様相を明らかにした。ここでは、廃藩置県前後の変化を見るために飛船吹嘘の発給を見てみよう。

表1：1868～1871年における飛船吹嘘の発給

No.	表題	差出・差出文言	宛先	日付	備考	典拠
1	飛船吹嘘拾本	日本国対馬州太守拾遺平 義達 啓達	朝鮮国東萊釜山両令公 閣下	慶応四年戊辰三月 日		対馬宗家『本邦朝鮮往復書』(慶応4年)
2	飛船吹嘘拾本	日本国対馬州太守拾遺平 義達 啓達	朝鮮国東萊釜山両令公 閣下	慶応四年戊辰六月 日	1868年6月20日清書	対馬宗家『本邦朝鮮往復書』(慶応4年)、同『御書翰取調御用係中 出勤録』(慶応4年)
3	飛船吹嘘七本	日本国対馬州太守拾遺平 義達 啓達	朝鮮国東萊釜山両令公 閣下	慶応四年戊辰八月 日		国会宗家『年条規外往翰』(明治2年)
4	飛船吹嘘七本	日本国対馬州太守拾遺平 義達 啓達	朝鮮国東萊釜山両令公 閣下	慶応四年戊辰八月 日		国会宗家『年条規外往翰』(明治2年)
5	飛船吹嘘拾本	日本国左近衛少将対馬守平 朝臣 義達 啓達	朝鮮国東萊釜山両令公 閣下	明治二年己巳九月 日	1869年10月28日清書	国会宗家『年条規外往翰』(明治2年)、対馬宗家『御書翰取調御用係中 出勤録』(明治2年)
6	飛船吹嘘拾本	日本国左近衛少将対馬守平 義達 啓達	朝鮮国東萊釜山両令公 閣下	明治二年己巳三月 日	1870年3月17日清書か	東大宗家『年条規外往翰』、対馬宗家『御書翰取調 出勤録』(明治3年)
7	飛船吹嘘拾本	日本国左近衛少将対馬守平 義達 啓達	朝鮮国東萊釜山両令公 閣下	明治三年庚午三月 日	1870年3月19日押印	東大宗家『年条規外往翰』、対馬宗家『御書翰取調 出勤録』(明治3年)
8	飛船吹嘘拾本	日本国左近衛少将対馬守平 義達 啓達	朝鮮国東萊釜山両令公 閣下	明治二年己巳八月 日	1870年8月8日押印	東大宗家『年条規外往翰』、対馬宗家『御書翰取調 出勤録』(明治3年)
9	飛船吹嘘拾本	日本国左近衛少将対馬守平 義達 啓達	朝鮮国東萊釜山両令公 閣下	明治四年辛未正月 日	1871年1月27日押印	国会宗家『年条規外往翰』(明治4年)、対馬宗家『御書翰御用掛中 出勤録』
10	飛船吹嘘弐本	日本国左近衛少将対馬守平 義達 啓達	朝鮮国東萊釜山両令公 閣下	明治四年辛未正月 日	1871年4月12日清書(23日 月付のため不要と決定)	国会宗家『年条規外往翰』(明治4年)、対馬宗家『御書翰御用掛中 出勤録』
11	飛船吹嘘拾本	日本国左近衛少将対馬守平 義達 啓達	朝鮮国東萊釜山両令公 閣下	明治四年辛未四月 日	1871年4月23日押印	国会宗家『年条規外往翰』(明治4年)、対馬宗家『御書翰御用掛中 出勤録』
12	同飛船吹嘘拾一本	日本国左近衛少将対馬守平 義達 啓達	朝鮮国東萊釜山両令公 閣下	明治四年辛未七月 日	1871年7月25日押印	国会宗家『年条規外往翰』(明治4年)、対馬宗家『御書翰御用掛中 出勤録』
13	(飛船吹嘘拾本)				1871年10月12日清書	対馬宗家『御書翰御用掛中 出勤録』
14	(七月附飛船吹嘘弐本)				1871年12月3日清書	対馬宗家『御書翰御用掛中 出勤録』
15	(七月附飛船吹嘘弐本)				1871年12月4日清書	対馬宗家『御書翰御用掛中 出勤録』

註：対馬藩の史料について、その所蔵は次のように略記した。長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵宗家文庫史料=対馬宗家、国立国会図書館所蔵宗家史料=国会宗家、東京大学史料編纂所所蔵宗家史料=東大宗家

表1から、1868～1871年の間に作成された飛船吹嘘は119本であったことがわかる。ただし、No.5の飛船吹嘘はNo.6の形式に改められた際、未使用の3本を返却するよう指示されている。また、No.10の2本は、清書後に月付が不相当であるとされ、用いないことが決められている。したがって、全ての飛船吹嘘が使用されたわけではない。

この期間において、大きな変化は2度訪れる。一つ目はNo.5の差出の変更、すなわち近世以来用いてきたもの(「日本国対馬州太守拾遺平 義達」)から、維新政府の許可を得たもの(「日本国左近衛少将対馬守平朝臣 義達」)への変更である。これは、前年派遣された幹事裁判・大修参判使書契にならったものであった。しかし、この書式にならって改められた年例送使書契が朝鮮側に拒否されたため、二つ目の変更、すなわち新書式から「朝臣」を除いたNo.6以降のものとなる。このように、対馬藩は維新政府の命令として差出を改め、その後、朝鮮側との交渉を経て、朝鮮側に受け入れられるかたちに変更した。

その後の書契を見ると、廃藩置県以後の書契・吹嘘でも、No.6で用いられた書式が継続して用いられる。対馬藩に廃藩置県の事実が知られるのは1871年8月6日であり、No.12以降に発給された書契・吹嘘は、対馬島主の消滅を認識した上で作成・使用されたということになる。また、『東萊府啓録』の記録からは、この時期以降も飛船が頻繁に倭館に渡航している様子が見られる。すなわち、書契・吹嘘の名義と対馬島主の不在という、名実の齟齬する状態が生み出され、常態化していたのである。

今回の研究では、さらにこの飛船吹嘘が1872年以降も使用されたことも明らかになった。1872年末頃から大船渡航用の吹嘘のストックがなくなりつつあったため、外務省官員森山茂は大小船関係なく「辛未十月付」の飛船吹嘘で渡航することとした。1872年10月2日以降、日本からの渡航船は全て飛船吹嘘を所持して渡航していたものと考えられるのである。

このように、飛船吹嘘の使用の実態から、対馬島主の消滅以後も、名義の齟齬する書契・吹嘘が用いられ続けたことが明らかとなった。今回の調査で『東萊府啓録』の記録を整理することにより、こうしたイレギュラーな状態が、少なくとも1874年2月まで続いていたことを確認することができた。

こうした状況の可視化に成功したことは、次に見る「一元化」下の日朝間の状況を読み解くために非常に重要である。従来の研究で言われていた、日朝外交が外務省のもとに「一元化」されたという状況は、あくまでも日本側から見たものであり、朝鮮側がこの事態をどう捉えているのかは論じられてこなかった。今回の分析結果は、今まで解明されてこなかった朝鮮側の具体的な

動きを示したもので、こうした論点を検討していく際に必要不可欠なものであり、当該期の日朝関係史研究を進展させる可能性が高い。今後はデータを精緻化させ、論文として発表していくつもりである。

(2)「一元化」下における日朝間の状況

今回の研究において、『東萊府啓録』に記録されていた1871年～1874年2月までに、倭館に入航した倭船への対応の様子を整理した。その結果、日朝外交の「一元化」が完了した状況下において、日朝間の実態を浮き彫りにすることができた。

ここでは、倭館において倭船がどのような扱いを受けたかを見てみたい。1872～1874年2月までの『東萊府啓録』によると、倭館に入港した倭船は1872年で53隻、1873年で97隻、1874年2月8日までで10隻であることがわかる。今回の調査では、入港した倭船のほとんどが問題なく倭館に入航していた様子が明らかになった。これはすなわち、廃藩置県以後も書契・吹嘘を

表2 『東萊府啓録』に見える倭船への対応(1872～1874年)

番号	到館日	船名	文書名	処置	備考
1	壬申1月16日	火輪船	(なし)		問情書あり
2	壬申1月16日	辛未条一特送使二号船	同条壹特送使貳号船吹嘘	前面に各道各官防禦所と書す 違格のため責諭退却	
3	壬申1月21日	辛未条萬松院送使倭船	遣礼曹送還玉浦漂民書	巨済を玉浦と書す 誤錯のため退却	
4	壬申1月22日	辛未条副特送使倭二号船	(辛未条副特送使二号船吹嘘)	前面に各道各官防禦所と書す 違格のため責諭退却	
5	壬申3月2日	戊午条萬松院送使倭水木船	同条万松送使水木船吹嘘	前面に各道各官防禦所と書す 違格のため責諭退却	
6	壬申6月9日	戊午条副特送使倭水木船	(戊午条副特送使水木船吹嘘)	前面に各道各官防禦所と書す 違格のため責諭退却	
7	壬申6月9日	己未条第一船送使倭水木船	(己未条第一船送使水木船吹嘘)	前面に各道各官防禦所と書す 違格のため責諭退却	
8	壬申8月1日	己未条一特送使倭水木船	(己未条一特送使水木船吹嘘)	前面に各道各官防禦所と書す 違格のため責諭退却	
9	壬申9月15日	倭飛船	(飛船吹嘘)	霑湿不精 退却	
10	壬申9月17日	己未条二特送使倭二号船	(己未条二特送使二号船吹嘘)	捧上	漂民書契不賣来について 詰問
11	壬申9月19日	火輪船	(なし)		問情書あり
	壬申9月19日	火輪船	(なし)		
12	壬申11月6日	倭飛船	(飛船吹嘘)	吹嘘は退却、船隻は入送	大船の飛船吹嘘賣来について 詰問
13	壬申11月6日	倭飛船	(飛船吹嘘)	吹嘘は退却、船隻は入送	
14	壬申11月9日	倭飛船	(飛船吹嘘)	吹嘘は退却、船隻は入送	大船の飛船吹嘘賣来について 詰問
15	壬申11月11日	倭飛船	(飛船吹嘘)	吹嘘は退却、船隻は入送	大船の飛船吹嘘賣来について 詰問
16	癸酉1月19日	倭飛船	(飛船吹嘘)	捧上	漂民書契不賣来について 詰問
17	癸酉4月4日	康津漂民本船	(なし)		漂民書契・駕船吹嘘不賣来 について詰問
	癸酉4月4日	倭飛船	(飛船吹嘘)	捧上	
18	癸酉4月12日	旌義漂民分騎倭飛船2隻	(飛船吹嘘)	捧上	漂民書契不賣来について 詰問
	癸酉4月12日		(飛船吹嘘)	捧上	
19	癸酉5月5日	倭飛船	(飛船吹嘘)	捧上	漂民書契・駕船吹嘘不賣来 について詰問
	癸酉5月5日	旌義漂民本船	(なし)		
	癸酉5月5日	倭飛船	(飛船吹嘘)	捧上	
	癸酉5月5日	倭飛船	(飛船吹嘘)	捧上	
20	癸酉6月27日	倭飛船	(飛船吹嘘)	捧上	漂民書契・駕船吹嘘不賣来 について詰問
	癸酉6月27日	靈光漂民本船	(なし)		
21	癸酉閏6月22日	倭飛船	(飛船吹嘘)	霑湿不精 退却	
22	癸酉7月17日	倭飛船	(飛船吹嘘)	霑湿不精 退却	
23	癸酉7月26日	倭飛船	(飛船吹嘘)	捧上	玉浦倭学の問情に誤り
24	癸酉9月19日	全羅道大静郡漂到日本 國薩州倭人九名所騎船	(なし)		問情書あり
25	癸酉12月12日	長髻漂民本船	(なし)		漂民書契・駕船吹嘘不賣来 について詰問
	癸酉12月12日	倭飛船	(飛船吹嘘)	捧上	
	癸酉12月12日	倭飛船	(飛船吹嘘)	捧上	
	癸酉12月12日	倭飛船	(飛船吹嘘)	捧上	
	癸酉12月12日	倭飛船	(飛船吹嘘)	捧上	
26	甲戌1月17日	濟州漂民本船	(なし)		漂民書契・駕船吹嘘不賣来 について詰問
	甲戌1月17日	長髻漂民借騎倭飛船	(飛船吹嘘)	捧上	
	甲戌1月17日	濟州漂民本船	(なし)		
	甲戌1月17日	飛船	(飛船吹嘘)	捧上	
	甲戌1月17日	飛船	(飛船吹嘘)	捧上	

用いた渡航船管理が矛盾を内包させたまま継続しているということである。

この期間に倭館に入航した倭船のうち、書契などで問題が生じている船の事例を集めたものが、表2である。

表2より、次の点を指摘したい。まず、大船の飛船吹嘘使用が次第に問題にされなくなっている点である。No.12・14・15では大船が飛船吹嘘を用いて渡航していることに対して朝鮮側が詰問を加えている様子が見られる。しかし、こうした対応はその後見られなくなり、倭館に来航する船は倭飛船か漂流民船・漂流民借騎倭船に限られるようになっていく。ただし、それは日本からの大船の来航がなくなったということではない。外務省官員森山茂の指示により、倭大船を飛船吹嘘で派遣することが常態化したのである。

1872年末、日本側は廃藩置県以前から用いてきた大船渡航用の吹嘘のストックが尽きようとしていた。そのため、森山は飛船吹嘘で大船の渡航を行うことを決め、様子をうかがった。その結果、朝鮮側が全ての倭大船を受け入れたため、そのことを以て「黙許」を得たとし、その後は大小船ともに飛船吹嘘で渡航することとした。表2からも、この「黙許」に至る過程をうかがい知ることができる。これは、日本側の史料で述べられていた状況を、朝鮮側史料からも確認することができたということであり、その点で、当該期における朝鮮側の動きの解明へとつながるものである。

また、朝鮮側も、その後どのような船が来航しても、漂流民関係の船以外は「倭飛船」として処理している様子も明らかにすることができた。本当に「倭飛船」のみであったかどうかについては、今後データを精緻化していく必要があるものの、朝鮮側が大船であったものを「倭飛船」と書き替えている形跡が見られる。1872年11月6～11日に到館した倭飛船4隻は、発見当初「倭大船三隻、飛船一隻」と報告された。しかし、その後6日「倭飛船二隻」、9日「倭飛船一隻」、11日「磨巨里前洋移泊倭飛船一隻」到館と記録されている。そして、これ以後の倭船は全て「倭飛船」として把握されている。こうした朝鮮側の対応を可視化したことは、当該期の朝鮮の対日姿勢を解明する材料として有効なものと言いうことができるだろう。

では、こうした状態がどのような論理の下で実現されていたのか。この問題は当該期の日朝関係を構成する日朝両国の論理を明らかにすることにつながる。この点については、学会報告でいくつか指摘をしたものの、分析をより精緻化させ、論文として発表する予定である。

(3) 当該期の具体的な漂流民保護の実態

この時期の朝鮮側の具体的な動きを示す例として、1872年7月に朝鮮半島に漂着した丹後国神崎村・作兵衛親子の動向を、日朝双方の史料を用いて復元した。

作兵衛は、平生は「船頭稼」をしており、「丹波国氷上郡辻邨又三郎」所持の「晩茶」を隠岐国へ「売捌旁運賃積」することを頼まれ、6月24日に二人で神崎村を出帆した。その後、27日に伯耆国の沖合まで航行したところ、日暮れから大風波に遭い、漂流することとなる。4日に「異国ト思敷」場所を発見した作兵衛親子は、そこで取り調べや保護を受け、10日に出帆、16日に隠岐国豊田村に到着し、各村で「晩茶」を全て売りさばいた。8月18日に隠岐国を出発し、9月14日に無事に神崎に帰り着くことができた。こうして作兵衛親子の航海は終了した。

日本側の史料によると、朝鮮側は彼らを保護している間は船上で生活をさせており、その点では原則通りの対応をしていると言える。しかし、一方で、作兵衛親子が倭館に引き渡されず、直接帰国している。非対馬島民が朝鮮半島に漂着した場合、漂着地で保護した後、倭館近くの牛岩浦で碇泊させ、日本側に引き渡すこととなっていた。この時、朝鮮側の官吏と日本側の官吏との接触が発生するはずであったものの、作兵衛親子は蛇梁浦で補給を受けた後、そのまま出航して隠岐へと向かっている。その結果、原則通りの漂流民送還のルートに則っていなかったため、作兵衛親子の漂流は日朝間の外交事案とならなかった。

当時、倭館では外務省官員は朝鮮側との接触をねらうため朝鮮半島への漂着の発生に注意を払っており、その一つがこの作兵衛親子の事例だった。1872年10月12日、外務大丞柳原前光は渡館していた外務大丞花房義質らへ、この作兵衛の漂流について連絡している。ところが、作兵衛親子は従来の漂流民送還の手順に則らず、漂着地から直接帰国したため、両国接触の糸口とはなかった。こうした原則通りのルートに則らずに帰国した事例は以前から見られ、朝鮮側による作兵衛親子への処置が意図的なものであるか否かは不明である。しかし、結果として朝鮮側は倭館にいる外務省官員との接触を回避することに成功したと言える。当時の日朝関係を読み解く重要な事例である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 牧野雅司	4. 巻 53
2. 論文標題 1872年、加佐郡神崎村・作兵衛親子の漂流	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 舞鶴工業高等専門学校紀要	6. 最初と最後の頁 41-47
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 牧野雅司	4. 巻 55
2. 論文標題 廃藩置県前後の倭館における渡航船と書契・吹嘘	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 舞鶴工業高等専門学校紀要	6. 最初と最後の頁 25-33
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 牧野雅司
2. 発表標題 廃藩置県と近世日朝関係
3. 学会等名 第69回朝鮮学会大会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 牧野雅司
2. 発表標題 明治5（1872）年、加佐郡神崎村・作兵衛親子の漂流
3. 学会等名 第42回情報科学センター講演会
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----